

公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則をここに公布する。

令和5年3月28日

湖北地域消防組合 公平委員会委員長 漣 藤寿

湖北地域消防組合公平委員会規則第1号

公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律等施行規則

湖北地域消防組合公平委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。）及び湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例（令和5年湖北地域消防組合条例第1号）の施行については、湖北地域消防組合個人情報の保護に関する法律等施行規則（令和5年湖北地域消防組合規則第5号）の規定の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(公平委員会の所管に係る湖北地域消防組合個人情報保護条例施行規則)
- 2 公平委員会の所管に係る湖北地域消防組合個人情報保護条例施行規則（平成19年湖北地域消防組合公平委員会規則第2号）は、廃止する。